別表第三号48中「1から47まで」を「1から48まで」に改め、同表中48を49とし、47の次に次のように加える。

48	質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノントランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	

別図第七号中「質問信号及び抑圧信号の特性」を「ＳＳＲが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号の特性」に改め、同図2の注6を次のとおり改める。

6　モードＳの質問信号のパルスＰ6の尖頭電力は、パルスＰ2の尖頭電力に対し0.25dB低い値以上であること。

別図第八号の二中「応答信号の特性」を「ＡＴＣトランスポンダが送信する応答信号、基準信号送信設備及びノントランスポンダが送信する信号の特性」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているＡＴＣＲＢＳの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の六、別表第一号、別表第二号及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「設備規則第四十五条の十二の六第二号」を「設備規則第四十五条の十二の六第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四号第三の二の表その他の無線局の項を次のように改める。

その他の無線局	・　五については、設備規則第四十五条の十二の六第四号に掲げる無線設備の無線局に限る。 ・　七、八及び九については、海岸局（八及び九を除く。）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。

一　周波数
二　占有周波数帯幅
三　スプリアス発射又は不要発射の強度
四　空中線電力
五　送信パルス特性
六　隣接チャンネル漏えい電力
七　変調特性
八　受信感度
九　選択度

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第六十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第六項第三号の規定に基づき、昭和五十年郵政省告示第六百二十号（無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

表中二十一の項を二十二の項とし、七の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次の一項を加える。

七	航空局又は無線航行陸上局若しくは特別業務の局（電波法施行規則第十一条の二第十四号に規定するものに限る。）のうち無線局の種別を同じくする二以上の無線局相互間	同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置

○総務省告示第六十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十九の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第二百四十一号（ＡＴＣトランスポンダの技術的条件について特例を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

第二項第一号中「第二号」を「第三号」に、「第三号」を「第五号」に改める。

○総務省告示第六十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

第三項第一号に次のように加える。

㈠　無線設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。）

○総務省告示第六十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百五十二条の規定に基づき、平成七年郵政省告示第五百五十九号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三日　　総務大臣　原口　一博

第二項⑵ア及びイを次のように改める。

ア　航空機の離着陸に関する通信

118.0MHz	118.025MHz	118.05MHz	118.1MHz	118.15MHz
118.2MHz	118.25MHz	118.3MHz	118.35MHz	118.4MHz
118.5MHz	118.55MHz	118.575MHz	118.6MHz	118.65MHz
118.7MHz	118.725MHz	118.75MHz	118.8MHz	118.85MHz
120.1MHz	122.0MHz	122.05MHz	122.2MHz	122.7MHz
122.9MHz	123.6MHz	124.3MHz	124.35MHz	126.2MHz
133.4MHz	135.9MHz			

イ　飛行場内地上管制に関する通信

118.225MHz	118.65MHz	121.6MHz	121.625MHz	121.7MHz
121.75MHz	121.8MHz	121.85MHz	121.9MHz	121.95MHz
121.975MHz	122.075MHz	126.2MHz	133.0MHz	